

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 群馬県神流町

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
1,638	107	1,745

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの） (百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	2,637	2,593	44	31	3,572	147	基金から30百万円繰入
万場診療所会計	106	97	9	9	—	—	
地域活性化施設会計	68	66	2	3	—	8	
普通会計	2,811	2,756	55	43	3,572	155	基金から30百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの） (百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
生活排水処理事業会計	41	40	1	1	140	18	—	—	—	
国民健康保険直営 中里診療所会計	80	75	5	5	—	7	—	—	—	基金から6百万円繰入
みかぼ自然村事業会計	54	52	2	2	—	20	—	—	—	
簡易水道事業会計	144	143	1	1	446	39	—	—	—	
介護サービス事業会計	20	20	—	—	—	2	—	—	—	
国民健康保健事業会計	438	408	30	14	—	82	—	—	—	基金から19百万円繰入
老人保健会計	527	507	20	20	—	7	—	—	—	
介護保険会計	370	362	8	7	—	74	—	—	—	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
多野藤岡両郡事務町村組合 (病院事業)	10,598	9,347	—	1,251	10,700	1.45	94.7	—	1,776	法適用企業 繰入金9百万円
多野藤岡両郡事務町村組合 (介護サービス事業)	632	508	—	124	937	—	96.4	—	—	法適用企業 繰入金なし
多野藤岡両郡事務町村組合 (農業共済事業特別会計)	169	164	—	5	—	3.09	103.3	—	—	法適用企業 繰入金なし
多野藤岡両郡事務町村組合 村園振興整備組合	1,834	1,801	33	33	661	6.09	—	—	—	
多野郡町村会館管理組合	74	74	—	—	—	11.79	—	—	—	
群馬県市町村総合事務組合	9,525	9,136	389	389	—	1.37	—	—	—	
群馬県市町村会館管理組合	243	210	33	33	—	—	—	—	—	
群馬県後援高齢者保健広域連合	47	43	4	4	—	0.38	—	—	—	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
該当無し								

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.181	実質収支比率	2.6
実質公債費比率	11.8	経常収支比率	98.7

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。